

【別添2-2】

本要綱第3条第2項別表第2に定める補助対象経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

2 補助内容

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、以下の項目等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

- (1) 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- (2) ゾーニング（区域をわける）の実施
- (3) コホーティング（隔離）の実施
- (4) 担当職員を分ける等の勤務調整
- (5) 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- (6) 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認

3 補助要件

1の対象事業所・施設であって、以下の（1）から（5）の要件全てに該当する場合とする。

- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、前項（1）から（6）を実施した高齢者施設等であること。※なお、（1）及び（2）については、別添2-2参考様式②のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。また、都道府県は必要に応じて保健所等にも確認し、（1）及び（2）の確認を行うこと。
- (3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下①から③の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。
 - ① 施設からの電話等による相談への対応
 - ② 施設への往診（オンライン診療を含む）
 - ③ 入院の要否の判断や入院調整
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。
- (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

※（3）から（5）については、別添2-2参考様式③のチェックリストに記載して、事前に都道府県に提出することとし、チェックリストで示された要件を満たす必要がある。なお、チェックリストの提出方法等については、令和5年4月7日付け調査「新型コロナウ

ウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づき回答することに加えて、交付申請時に改めて提出することとする。

さらに、前項（１）から（６）に加え、以下の（６）を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

（６） 小規模施設等（定員 29 人以下）にあつては施設内療養者※が同一日に 2 人以上、大規模施設等（定員 30 人以上）にあつては施設内療養者※が同一日に 5 人以上いること。

※ 別添 2-2 でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して 10 日以内の者（発症日を含めて 10 日間）とする。ただし、発症日から 10 日間を経過していなくても、発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快*1 から 24 時間経過した者であつて、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて前項（１）から（６）の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで*2 「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快から 72 時間経過していない者であつて、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで*2 「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して 15 日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して 7 日以内の者（当該検体採取日を含めて 7 日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から 7 日間を経過していなくても、発症日から 5 日間経過した者であつて、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて前項（１）から（６）の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

*1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

*2 療養期間中であつても、前項（１）から（６）の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

4 補助の上限額

施設内療養者一人あたり一日 1 万円を補助する（一人あたり最大 15 万円を補助。）。また、3 の（６）の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日 1 万円を追加補助する（一人あたり最大 15 万円を追加補助。）。なお、補助額は別表第 4 の基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は 1 施設あたり 200 万円、大規模施設等は 1 施設あたり 500 万円を限度額とする。

5 その他

本補助は、本要綱第 3 条第 2 項別表第 2 に定める補助対象経費の（ア）の①及び②に該当する事業所・施設等への補助対象経費とあわせての補助が可能である。